

訪問看護利用料金表（医療保険）

医療保険でのご利用は“訪問看護基本医療費”と“訪問看護管理療養費”の合算にて算定されます。

・訪問看護基本医療費

2024/6/1 改定

区分（精神科以外）			料金	基本利用料（利用者負担額）		
				1割負担	2割負担	3割負担
基本療養費（Ⅰ）	看護師、	週3日目まで	5,550円	555円	1,110円	1,665円
	PT/OT/ST					
	（一日につき）	週4日以降	6,550円	655円	1,310円	1,965円
訪問看護基本療養費（Ⅲ）		基本入院中1 回の外泊時	8,500円	850円	1,700円	2,550円

・訪問看護管理医療費

訪問看護管理療養費（一日につき）	月の初日	7,670円	767円	1,534円	2,301円
	月の2日目以降	3,000円	300円	600円	900円

・ご利用状況によって以下の料金が加算されます。

加算一覧	料金	1割	2割	3割
1. 難病等複数回訪問加算（2回）	4,500円/日	450円	900円	1,350円
（3回以上）	8,000円/日	800円	1,600円	2,400円
2. 緊急訪問看護加算 イ（月の14日まで）	2,650円/日	265円	530円	795円
ロ（月の15日以降）	2,000円/日	200円	400円	600円
3. 長時間訪問看護加算	5,200円/週	520円	1,040円	1,560円
4. 複数名訪問看護加算	4,300円/日	430円	860円	1,290円
5. 夜間・早朝訪問看護加算	2,100円/週	210円	420円	630円
6. 深夜訪問看護加算	4,200円/回	420円	840円	1,260円
7. 24時間対応体制加算	6,800円/回	680円	1,360円	2,040円
8. 特別管理加算（重度）	5,000円/月	500円	1,000円	1,500円
（軽度）	2,500円/月	250円	500円	750円
9. 退院時共同指導加算	8,000円/月	800円	1,600円	2,400円
10. 退院時支援指導加算	6,000円/月	600円	1,200円	1,800円
11. 特別管理指導加算	2,000円/月	200円	400円	600円
12. 退院時支援指導加算	6,000円/月	600円	1,200円	1,800円
13. 在宅患者連携指導加算	3,000円/月	300円	600円	900円
14. 在宅患者緊急時カンファレンス加算	2,000円/回	200円	400円	600円
15. 訪問看護情報提供療養費	1,500円/月	150円	300円	450円
16. 訪問看護ターミナルケア療養費	25,000円 （死亡月）	2,500円	5,000円	7,500円

- 1.難病等複数回訪問加算**：厚生労働大臣が定める疾病等の利用者に限り利用制限なし。週4日以降1日につき算定。
- 2.緊急訪問看護加算**：利用者やその家族が緊急要請を行い、必要に応じて訪問した場合に算定。
- 3.長時間訪問看護加算**：訪問時間が90分を超えた場合、週1回に限り算定。特別管理加算を算定する場合に算定。
- 4.複数名訪問看護加算**：同時に複数の看護師等による訪問看護を実施した場合。
- 5.夜間・早朝訪問看護加算**：夜間(18:00~22:00)・早朝(6:00~8:00)に訪問をした場合に算定。
- 6.深夜訪問看護加算**：深夜(22:00~6:00)に訪問をした場合に算定。
- 7.24時間対応制加算**：24時間連絡体制にあり、緊急時に対して必要に応じて訪問を行う場合に算定。
- 8.特別管理加算**：留置カテーテル、人工肛門など医療管理が必要な状態であり、特別な管理を行う場合に算定。月1回を限度に2,500円又は重症度の高い場合に5,000円加算される。
- 9.退院時共同指導加算**：
医療機関等を退院後の訪問看護について、医療機関と共同で在宅療養上必要な指導を行った場合に算定。
- 10.退院時支援指導加算**：
厚生労働大臣が定める疾病等や特別管理加算の対象となる利用者に対して退院日に在宅で療養上の指導を行った場合。1回の退院支援指導の時間が90分を超えた場合又は複数回の退院支援指導の時間が90分を超えた場合。
- 11.特別管理指導加算**：特別管理加算算定に該当する方で、退院時共同指導加算を算定する場合に加算される。
- 12.在宅患者連携指導加算**：
訪問診療を実施している医療機関や訪問薬剤管理指導を実施している薬局と月2回以上文書等により情報を共有し、その情報を踏まえて療養上の指導を行った場合。
- 13.在宅患者緊急時カンファレンス加算**：
利用者の状態の急変や診療方針の変更等に伴う、医療機関の求めによる在宅でのカンファレンスに参加し、共同で利用者や家族に療養上の指導を行った場合。
- 15.訪問看護情報提供療養費**：
利用者の同意を得て、利用者の居住地の市町村・病院・施設等に訪問看護から情報提供を行った場合。
- 16.訪問看護ターミナルケア療養費**：
死亡日及び死亡日前14日以内に2回以上訪問し、ターミナルケアを行った場合に算定。
また、エンゼルケアをご希望される場合は保険適応外の為、実費10,000円となります。